

ドメスティック・バイオレンス（DV）  
ストーカー行為等の被害者のために  
住民票・戸籍附票の請求を制限します。

DV・ストーカー行為等の被害者を保護するための支援措置として、加害者からの住所探索を目的とした、住民票・戸籍附票の交付請求を制限できます。

この支援措置の申出ができるのは、DV・ストーカー行為等（言葉による暴力を含む）の被害者で、警察等から支援が必要と認められた方です。

### 支援措置の内容

加害者からの住所探索を目的とした次の請求を制限します。

- ・ 住民票の写しの交付
- ・ 戸籍の附票の写しの交付
- ・ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

### 支援が実施されること

- ・ 加害者からの交付請求を制限します。
- ・ 第三者からの請求はより厳格な本人確認を行います。
- ・ 代理人・使者・郵送の請求は受け付けません。
- ・ 被害者本人が住民票等の交付を受ける場合は、本人確認ができる書類が必要です。
- ・ 閲覧台帳からは、支援対象者を除外する。

### 支援手続きの流れ

